**広島県省エネ活動促進補助金平成27年度募集要領**

　広島県省エネ活動促進補助金は，県及び中国電力グループで構成する「ひろしま再生可能エネ

ルギー推進有限責任事業組合」が設置・運営するメガソーラー発電所の売電収益を活用した補助

金です。団体等が新たに行う，地域や家庭における節電を中心とした省エネルギー活動（以下「省

エネ活動」という。）で，補助期間終了後，自主的，持続的な活動実施が見込まれる事業を募集し

ます。

１　目的

　　地域や家庭における省エネルギー（節電）に資する新たな取組の促進を図り，地域や家庭で

の省エネルギー（節電）を推進することを目的とします。

２　補助対象者

県内の市町及び団体（学校，地球温暖化対策地域協議会，公衆衛生推進協議会，自治会等の地域活動団体等。共同実施も含む。）

３　補助対象事業

　　前記３の団体等が地域で行う新たな省エネ活動※であって，補助期間終了後，自主的，持続的な活動実施が見込まれるもので，次に掲げるものとします。

※活動の内容及び対象については，新たな広がりのある事業も含まれる。

（１）県民の参加を得て行われる省エネルギーに関する普及啓発

　　　【事例】

・省エネルギーに関する出前授業，出前講座等による啓発・知識の普及

・省エネナビを活用した節電実感事業による省エネルギーの普及拡大

・電力需要が最大となる時間帯（ピーク需要時）の需要抑制に関する活動　　など

（２）節電の推進に資する調査研究

　　　　・建物の省エネ改修に関する調査　　　など

４　補助対象経費

　　補助対象事業を行うために必要と認められる経費で，次のとおりとします。

　・謝金・賃金・旅費

　・事業費（物品・使用料等）

　・事務管理費

※　省エネ活動促進補助金の補助対象経費について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 経 費 区 分 | 内　　容 | 備　　　　考 |
| 補  助  対  象  経  費 | 謝金・賃金・旅費 | ○講師の謝金・旅費  ○アルバイトの賃金  ○団体等構成員の旅費 | ○謝金：上限 2万円/日  ○賃金：上限 6,900円/日  ○旅費：公共交通機関の普通運賃，自家用車での移動の場合は，実費相当額 |
| 事業費  (物品・使用料等) | ○構成員，参加者等の損害保険料  ○検査・分析手数料等の役務費  ○学習会等で利用する教材費  （例）  ・ワットアワーメーター  ・エコタップ  ・プランター，種  ・教材用資料（用紙代・印刷費）  　等  ○募集チラシ印刷等の広報費  ○会場使用料  ○機材レンタル料  ○バスの借上げ経費 | ○損害保険料：イベント参加者用を含む。  ○手数料：事業実施に直接関わるものに限る。  ○教材費：  ・活動用として参加者に配付する教材は，原則として，単価が1,000円未満とする。（単価が1,000円以上の教材は，県に事前に協議する。）  ・団体等が所有し，継続的に持ち回り使用する教材は，単価が10万円未満とする。 |
| 事務管理費  （補助対象経費合計の１割以内とする。） | ・事務用品  ・通信，運搬費（郵便，宅急便）  ・手数料（送金手数料） | ○事務用品：インク・用紙代等の消耗品に限る。 |
| 補助対象外経費 | ○謝金・賃金  ・団体等構成員の謝金・賃金  ○事業費：  ・食糧費（弁当，お茶・コーヒー等の提供）  ・委託料（学習会等主要事業の外部委託）  ・教材費（単価が10万円以上のもの）  ○事務管理費  ・耐久機材の購入費（パソコン，保管庫等） | | （必要に応じて団体等の自己資金で実施してください。） |

５　補助率　　　　１０/１０

６　補助上限額　　５０万円　　※1,000円未満に端数が生じた場合は，これを切り捨てます。

７　対象となる活動の実施期間

　　平成２７年度から平成２９年度までで，最大３年間となります。ただし，補助金の交付申請手続きは，毎年度行ってください。

　　≪事業期間≫

|  |  |
| --- | --- |
| 計画年度 | 事　業　期　間 |
| 平成27年度 | 平成27年度の交付決定日から平成28年3月31日まで |
| 平成28年度 | 平成28年度の交付決定日から平成29年3月31日まで |
| 平成29年度 | 平成29年度の交付決定日から平成30年3月31日まで |

８　提出書類

　　提出書類は，次に掲げるもので，正本１部，副本１部の合計２部を提出してください。

1. 省エネ活動促進補助金交付提案書（様式第１号）
2. 団体の規約等

　※団体の取組に係る新聞記事，写真等がありましたら，添付してください。

９　提出方法及び受付期間

（１）提出方法

　　　持参又は郵送

　　　　※持参の場合は，募集期間中の業務時間内（土日祝日を除く8：30～12：00又は13：00

～17：15）に提出してください。

（２）受付期間

　　　平成２７年３月１６日（月）から平成２７年４月２４日（金）まで【必着】

１０　提出先及び問合せ先

　郵便番号：７３０－８５１１

　住　　所：広島市中区基町１０－５２

　　　　　　広島県環境県民局環境政策課　再生可能エネルギー推進担当

　電　　話：０８２－５１３－２９１３

　ＦＡＸ：０８２－２２７－４８１５

Ｅ－mail：kankansei@pref.hiroshima.lg.jp

　　※お問い合わせは業務時間内（土日祝日を除く8：30～12：00又は13：00～17：15）にお願

いします。

１１　審査

提案書の提出後，必要に応じ，追加資料の提出，提案内容の追加・修正，ヒアリング等の対応をお願いすることがあります。

　　　≪審査基準≫

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　　容 |
| 課題認識 | ・課題の把握等は適切か。  ・節電に寄与する取組みか。 |
| 事業内容 | ・新たな取組み(内容又は対象者)か。  ・課題解決に向けた取組みか。 |
| 省エネの効果 | ・事業の目標が明確になっているか。  ・事業効果の目標値は妥当か。 |
| 地域普及性 | ・他の地域への普及が見込まれる事業か。  ・外部への積極的な情報発信を行っているか。 |
| 事業の確実性 | ・事業の内容や規模，経費の積算・使途は適切か。  ・適正な事業執行に向けた体制づくりであるか。 |
| 事業の継続性 | ・補助期間終了後の継続的な活動実施計画があるか。  ・取組や方向性は妥当か。 |

１２　採択・決定

（１）外部委員で構成する審査会の評価に基づき，県が決定します。

（２）決定した事業について，実施方法，額等について条件を付す場合があります。

（３）県の判断により，一部減額の上で，決定となる場合があります。

省　エ　ネ　活　動　を　行　う　団　体

広　　　　　島　　　　　県

審　査　会

②

1. 補助金交付提案書提出
2. 補助金交付内定通知
3. 補助金交付申請書提出
4. 補助金交付決定通知

１３　補助事業実施状況報告及び実績報告

（１）毎年10月中旬に，補助事業実施状況報告書（様式第５号）を提出していただきます。

（２）毎年度の事業終了後，速やかに補助事業実績報告書（様式第６号）を提出していただきます。

１４　情報公開

　　　応募の状況，審査結果，事業報告等の概要を，県のホームページ等により広く紹介させていただきます。

　　　また，事業実施２年目・３年目に当たる年度の６月に開催される「環境の日ひろしま大会」で，取組状況や成果等について発表していただきます。

１５　その他

（１）提出いただいた書類等は，返却いたしません。

（２）申請に係る経費は，すべて申請者の負担とします。

（３）提出された書類に虚偽又は不正があった場合，その他申請者及び関係者に不法又は不正な行為があった場合，申請を無効とします。